

○武山委員長 次に、山井和則さん。

○山井委員 本日は、四人の参考人の方々、本当に、恐らく急な御依頼ではなかったかと思えます。また、大変お忙しい中、わざわざ国会まで来ていただきまして、ありがとうございました。

また、限られた時間の中で、本当に思いを込めて話していただきまして、本当にありがとうございます。このことをしっかり児童虐待防止法の改正のために生かさせていただきたいと思えます。

私も、学生時代、母子寮でボランティアを六年間しておりまして、まさに、最初に松原先生がおっしゃった、DVを受けている家庭で子供がどれだけ傷ついているか。親の暴力を見た子供が知らず知らずのうちにまた友達を殴ってしまうという、この本当に、恐ろしいとか悲しいとしか言いようのない現実、これに対して政治が何かせねばならない、子供はどうしてもできないということで、私も実は政治家を志しまして、そういう意味では、この児童虐待防止法の問題というのは、何ともしつかりとしたものに改正をせねばならないと思っております。

そこで、私は西澤先生と岩城先生にまずお伺いしたいんですが、お二人のお話の中で、確かに保護をするのは大事だ、ところが、保護をした後の居場所、施設というのが余りにも貧困じゃないかというお話。これは私も、実は、そういう施設でボランティアもしていましたし、先週から今週にかけて七カ所、私は施設に行っておりまして、その中で、言ったら悪いですけども、二次被害とでも言える現状、心の傷ついた子供たちが安心していられる居場所ではまだまだない。これは、現場の職員の方々には精いっぱい努力しておられるわけですけども、専門職の少なさ、また人員の少なさ、またハードの面とかあるんですね。

そこで、二つ、西澤先生と岩城先生にお伺いしたいんですが、具体的には、個室の問題と小規模ホーム、グループホームの問題であります。

まず、個室の問題に関しては、一昨日も私が行った施設で高校生が言っていたのは、進路のこと、将来のことを一人になって考えたい、しかし、一人になれる空間がないと。また、同じ部屋の女の子同士だけれども、仲が悪い、気が合わない。一人が帰ってきたら一人が外に出て行くということで、一緒にいるのはもう寝るときだけ。それが、心の傷ついた子供たちが自立をする場として、それでいいんだろうかという思いがあるんですね。これは小学生の子供でも一緒だと思います。本当に、親からのそういう虐待で傷ついた子供がたとえ短期間でも一人になれる個室というのも、やはり私は必要なのではないかとったりもします。

このような個室の重要性と、それとともに、やはり、欧米では、大規模な施設にそういう子供たちを長期間入所させている例というのではないと思うんですよね。そういう意味で、やはり私は、もし里親さんが無理であっても、グループホーム、小規模ホームというのが筋だと思います。このグループホーム、小規模ホームのことと個室化のことについて、西澤先生と岩城先生にお伺いしたいと思います。

○西澤参考人 質問、ありがとうございます。

基本的におっしゃったとおりで、欧米では、ベースは里親家庭、しかも、そういったとんでもない、いろいろな問題を持った子供たちの里親をやれるのは、専門的な技量を持った里親さんというのがベースです。それでも対応できない場合に限って施設というのが活用されることが多いですが、そのときにはやはり小規模ですね。だから、日本で言うグループホームだとか小規模グループホームみたいな、そういったベースになっています。

だから、日本の場合も、やはり今は施設で見ていかなきゃいけないのはどうしようもない。今、急に里親さんをふやせと言っても無理ですから、しかも技術を持った人というのは無理だから。そういう意味では、今の養護施設をもっと小規模化していく。業界で言うような小舎制といったような、大きな集団ではなくて、同じキャンパスの上に幾つかの家庭的な建物があって、それが生活の中心になっているというような、そういうふうなものはしていかなきゃいけない。

もちろん、おっしゃるとおり、さらに個室化の問題もあって、これは年齢とか発達段階にもよりますから、グループで、ある程度の数と一緒に寝起きしていることがいい子供もいれば、もちろん年齢の要素も入って、中高生のように、やはり個室を提供してあげることがいい場合もあるので、そこは柔軟に、個室化ということも視野に入れた、そういったことはしていく必要があると思うんですね。

ただ、小規模なグループホーム等が何で、福祉関係者はみんな同意するわけです、そっちの方がいいと。では、何でできないかという、今の人員配置では夜勤が回らない、宿直者が確保できない。

例えば、私の知っているあるところでは、現在の法律の中での人員配置でやっていますけれども、そこは小舎制といって小さなおうちをつくらせてやっていますが、そうすると、一人の職員が月に十六日泊まらなきゃいけないんです。これは常に、その園長は労基と対立して、いろいろ指導を受けながらも言い逃れをしてやっている。

それが今の制度の実態ですから、小規模化を促進するということは、つまり、それだけの人員配置も打たなきゃいけないし、もしくは、そういった子供たちの問題と面と向かって扱っていけるような専門性がなきゃいけないということも意識をしておかなきゃいけないと思っています。

○岩城参考人 我が国の福祉の政策は、虐待とか障害とか、そういった問題に対しては、すべて社会の中から施設に入れる。一つの例として、ハンセン病の方々の施設収容も同じでした。戦争孤児になって浮浪者になっている子供たちを施設収容にして、社会の我々の目の見えるところからいなくなってくれ、こんなふうな政策が一貫して、戦後、施設収容ということがとられてきたわけです。その後、施設の中でも、大舎制がいけないんだ、小舎制が必要なんだ、グループホームが必要なんだ、個室が必要なんだという議論が出てきました。さらに、里親が必要だということも出てきています。

だけれども、なぜ外観ばかりを見るんだろうかというのが私の気持ちです。なぜ当の本人の子供自身を見ないんだ。子供にとって一番大切なのは、個室があるのかどうか、小舎制なのかどうか、グループホームなのかどうか、ここが大事なのではないんです。子供の心にとって大事なものは、安定的な愛着関係が特定の大人との間に築けるかどうかということこそが大事なんです。大舎制であっても、安定的な愛着関係を築くことだってできなくはないんです。

そこをどうしても安易な発想で、外観だけで見て、欧米では里親だ、日本も里親制度になっていくべきだと。じゃ、里親で虐待される人はいないんですか。私たちは、今ある福祉のものを使いながら、どうやって目の前にいる涙を救っていくかという発想をしなければいけません。

国会で、できるだけグループホームに、小舎制にという精神は私も全く同感ですし、その問題について異論を持っている人はだれもいないはずですが。しかし、一番大事なところは何かということ、虐待を受けた子供と安定的な愛着関係を築かせて、愛着障害を少なくとも軽減できるような施策をどうとるかということこそが大事なんです。

そのためには何かということ、心理職の配置であるとか、心のケアをどうやって進めていくかということこそがむしろ大事であって、物的なものを大事ではないとは言いませんけれども、そちらの方にこそ私は目を向けたい、NPOといいますか、市民活動をしている私の立場から見ると、目の前にいる子供たちの観点から、そういう発想をもっともっと広げたいというふうに思っています。

○山井委員 ありがとうございます。

次に、松原先生に二点お伺いさせていただきます。

要は、DVの目撃そのものが児童虐待である、これは私も本当に痛切に、母子寮でのボランティアを通じて痛感したことなんです。そして、今回、児童虐待の定義の中に入ることになると思うんですが、では、そのことを入れることによって、どうやってその被害の子供を救出することにつなげていったらいいのか。先ほど、配偶者暴力相談センターと一緒にするというようなことも提案ありましたが、そのことを含めて、このあたりのことについて、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

それともう一点が、松原先生がお配りいただいたこの資料、ここにもあるべき姿、本体施設があって小規模ホームということに、こういう模式図が書かれているわけなんですけれども、今の質問と重なるかもしれないんですが、どうすればこれを推進することができるのか。大体、そもそも欧米で日本のような五十人、百人規模の大規模な施設に虐待された子供を長期間、もう五年も十年も十五年も入れているようなケースがあるんだろうか。厚生省に聞いたらわからないということでしたので、そのあたりについて、松原先生、お願いします。

○松原参考人 御質問、ありがとうございます。

一点目なんですけれども、今、余りにもDV対策と児童虐待対策の連携がない。例えば、DVにおけるシェルターというのは、一定の年齢以上の男の子は連れて入れないんですね。ところが、先生がボランティアをされていた母子寮、今、母子生活支援施設といいますが、母子生活支援施設の緊急一時保護を使えば、これは子供の年齢あるいはその性別にかかわらず、十八歳未満であれば連れて逃げる事ができる。

このように、実際に心理的虐待ということ、虐待防止法の中でDVの目撃と入れていただくことの中で、さまざまな制度が、これから実際、運用上どういうふうになっていくんだということが問われてくると思いますので、そういう意味合いでも、あえてここで心理的虐待にDVを入れていただきたい。これは私の切なる思いですし、それを踏まえて、実際運用をしていきますと、さまざまな問題が見えてきますので、そこもぜひまた国会で取り上げていただきたいと思います。

それから、二点目なんですけれども、やはり子供は、親子分離したら分離しっ放しというわけにいかないと思うんですね。私がお配りしたきょうの改正に向けての資料の二番目の(2)(3)のところを見ていただくと、特に(3)なんですけれども、やはり定期的に子供の状態、親の状態を問い直していくことが必要だと思えます。やみくもに再統合はできないと思えます。

ただ、じゃ、預かったらもうこのまま十八歳までいくかということでもないはずなんで、二十八条が、有期限ということがもし児童福祉法の改正で実現するとすれば、では二十七条の方で、同意で入所した方はほっぽり放しでいいか、私はそういうふうにはいかないと思えますので、やはりここについてもきちっと期限を定めて、欧米では九十日とか百二十日とか、いろいろ期日は違いますけれども、必ずそのアセスメントを数回繰り返していくんだということが言われています。

これも、ただ分析をすればいいということではないですから、その間に、子供に対してどういうケアができたのか、治療ができたのか、親に対してどういうサポートができたのかということを検証する必要がありますので、そういう意味合いで、子供のケア、治療の充実、それから分離後の親への支援、このこともかかわって必要になってくると思えます。

その子供のケア、治療を進めていくために、私がつけた参考資料四枚目は、小規模化を進めていこう、小規模化ということでは、小規模な施設はやはりつぶれていってしまいますから、センター機能を持った基幹施設でこれを支えていこうという発想をしております。

以上です。

○山井委員 それでは、西澤先生にお伺いしたいと思えますが、最初のお話の中で、何か時間がなかったんでちょっと言い尽くせないという部分があったので、その部分についてもし言い残したことがあれば。

○西澤参考人 どうもありがとうございます。本当に、このことについてしゃべらせれば、一日でも二日でもしゃべっていますので。

基本的に、まだ、ケアの部分のことについてやはり十分に論議できていない。今の小規模化もあるんですが、岩城さんがおっしゃったように、小規模化すればいいというものではなくて、そこでどれだけ丁寧なケアを提供していくかということだと思うんですね。

今の養護施設、余りきょうお話しできませんでしたが、基本的な枠組みは、やはり戦後の戦災孤児対策でできた、いわゆる孤児院ということとずっと引きずっています。ですから、職員の配置数を見ても、厚生省の調べでは、大体平均すると子供三・九人、約四人に一人という配置になっているんですね。

これは、職員の交代勤務を考えると、十二人から十五人ぐらいの子供をいつか一人の大人が見ているという状況で、それで愛着障害という話が岩城さんの方からも出て、要するに、子供は大人との濃密な関係の中で傷つけられているので、そこから回復していくためには、そういった安定的な愛着を提供するという事を要求されるんだけど、一人に対して十五人の子供の愛着障害を扱えというのは無理な話ですね。

だから、余りアメリカの例やイギリスの例を出すなと言われますけれども、例えば、イギリスでいくと、一つの施設だったら、五十人定員の施設だったら五十名の配置、一対一という基準がとられています。これは、そのバックグラウンドには、大体、大人が子供に対してちゃんと見ていこうと思えば一人が三人見るのが精いっぱいでしょうというような基準があって、三人の子供を一緒に見るとしたら一対一の配置、三交代で勤務しているとすれ

ば。そういうような、子供の福祉の権利擁護として位置づけた場合の数字なんですね。実際は、イギリスでは、一対一でも無理で、一人の子供に一・五人ぐらいの大人が配置されているのが現状だというふうに聞いていますから、そういう意味では、日本がいかに手薄いか。

そういった状況の中で、職員たちは、子供が呈する、本当にさまざまな精神科的症状を呈しますから、例えば、小学校低学年の子供でも既に自傷行為、自分の体をナイフで切り刻むみたいなのが見られる。そういった問題がたくさん出てきていますので、そういったことに対応していけるような専門性を持った職員を重点的に配置するという状況でないと、その結果、さっき申し上げたように、施設内虐待というのもしこってしまうわけです。

そういったことで、結局、子供を守るために保護しておきながら子供を傷つけてしまうという結果になって、子供たちは繰り返し繰り返し虐待を受けていきますので、それが将来の人格障害という問題へとつながっていく。そういった人格障害になった大人がいろいろな社会的な大きな事件を起こす人たちも含まれてくるというような、そういう形でどんどん虐待の問題が深刻化していくと思いますので、分離後の子供のケアというあたりをどれだけきちっとしていくかというのが大きな問題だと思っています。

以上です。

〔委員長退席、石田（勝）委員長代理着席〕

○山井委員 その分離後のケアということで、もう一步踏み込んで西澤先生にお伺いしたいと思います。

私、考えさせられますのは、進学とか就職のときに、例えば、寮のあるところしか就職できない。要は、家がないからですね。それと、進学するにも学費とか、学費の前に住むところも探さないといけないわけですから、受験勉強しながらアルバイトをしているというようなことにならざるを得ないわけなんですよ。このあたりで、やはり自立支援ということを目的とする以上は、最終的に、十八歳ではい終わりじゃなくて、その後ちゃんと社会に入っていけるように、そういうフォローもしないとだめだと思うのです。このことについて、西澤先生、いかがですか。

○西澤参考人 また発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私がかかっている子供で、あるおもしろいことを言った子がいます、その子は、虐待で養護施設で育って、おっしゃるとおり十八で自立ということで、一気にいろいろなことを自立しなきゃいけないんですね。住む場所も職業もあるいはさまざまな面も、すべて一気に十八で自立。その子が僕に聞いたんです。どうして僕たちは、小さいころに大人からちゃんと愛されていなかった子供たち、それだけ心が弱いのに、十八で自立を求められて、一般家庭の子供たちは大学に行って二十二、二十五までいけるのか、世の中というのはそういうものなのと聞かれたことがあります。

僕は、むしろ彼らに対してこそより長期のサポートが必要で、それを阻んでいるのが十八歳という壁。あるいは、今、厚生省なども自立援助ホームの増設ということを行っていますけれども、それも大事なんだけれども、一方で、養護施設で見ている年限を、現場の職員たちは大体二十二、三というふうに言っている人たちもいっぱいいますので、その辺は考えていただきたいし、子供の声というものにしっかり耳を傾けていただければというふうに思います。

○山井委員 あと一、二分なんですが、峯本先生にお伺いしたいと思います。

私、実は、今回の法改正で一番心配しているのが、三年後の見直しでいろいろ変えるのはいいんですけれども、要は、相談員の数もふえない、施設の職員もふえない、予算がないからということでは、本当にそれで実効性はあるのかという気もするのですが、そのあたりについて、この三年後の見直しと予算の関係についてどう思われますでしょうか。

○峯本参考人 まさにおっしゃるとおりで、これは多分福祉関係者全員の、虐待の問題にかかっている者全員の実感だと思いますが、制度の表面的な手直しでは何も変わらなくて、人、マンパワー、しかも、専門性をどうやって確保するのかという、そこはもう全員が必ず共通して言うことだと思いますし、実際にかかっていると、本当にそのことを強く感じます。

ですから、予算の問題、壁が非常に高いというのはわかっていますが、ですからこそ、先ほど申しましたように、今だけの計画ではなくて、今どうするかということだけじゃなくて、例えば、五年後、十年後にどういう体制

を目指すのかというイメージを具体的に持っていただいて、それに合わせてどう予算をつけていくのかということ、私、予算づけがどういうふうに行われていくのか、システムはわかりませんが、ぜひそれをしていただきたいと思います。きょう皆さんおっしゃられていることも、最後は結局そこに尽きていく。

それで、法律の改正のレベルで言うと、いろいろなソーシャルワークをするときに、ソーシャルワークというのは、もちろん親との信頼関係が大切ですけれども、やはり厳しい場面がいっぱいあります。

ですから、その背後に裁判所が関与した権限がきちっとあれば、そこをきちっと示しながら親にもかかわって、その中で信頼関係をつくって、在宅支援できちっと済ましていける、分離までいかなくて済むとか、このプランにきちっと応じてもらえなければ、やはり最終的には、ペナルティーというのは言葉が悪いですが、子供を分離しなければならないこともあるんですよということを、どこまではっきり言うかは別にしても、ある程度そういうきちっとした腹づもりを持って、そのことも親にも伝えながら対応していく。それによって、ソーシャルワーク自体がもう少しやりやすくなって、親も、やむを得ないということで積極的にその在宅支援のプランに応じていくとか、そういうこともできるようになるんですね。

だから、確かに、いろいろ司法の関与の問題であるとか警察の関与であるとか、そういう制度の枠組み、具体的な技術面で保障、制度化というのが必要になってきますが、やはり根っことしては、あらゆる施設の問題も含めて、実際に動ける専門性を持ったマンパワーが実際には非常に必要だというふうに思います。ぜひ、よろしくお願いたします。

○山井委員 どうもありがとうございました。